

○草津市立教育研究所設置条例

昭和55年3月29日 条例第7号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、草津市立教育研究所(以下「教育研究所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 教育研究所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立教育研究所

位置 草津市青地町1086番地

(目的)

第3条 教育研究所は、教育に関する調査研究および教育関係職員の研修を行い、本市教育の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 教育研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究および指導
- (2) 教育に関する各種資料の作成
- (3) 教育関係職員の研修
- (4) 生徒、児童および幼児の教育相談および指導
- (5) 教育図書資料室および教科書センターの経営
- (6) 視聴覚教材ライブラリーの経営
- (7) その他目的を達成するために必要な事項

(職員)

第5条 教育研究所に、所長その他必要な職員を置く。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第6条 教育研究所の円滑な運営、その他必要な事項を調査審議するため、草津市立教育研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、前項の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 草津市立教育研究所の運営に関すること。
- (2) 学校教育および社会教育の現状および課題に関すること。
- (3) 学校・地域・家庭の連携および融合の推進に関すること。
- (4) その他、教育課題に係る調査研究内容に関すること。

3 運営委員会は、13人以内で組織する。

4 この条項に定めるもののほか、運営委員会の組織、運営その他必要な事項は教育委員会が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育研究所の組織、管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年4月1日条例第11号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年3月25日条例第9号)

この条例は、平成4年5月6日から施行する。

付 則 (平成14年10月9日条例第40号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

付 則 (平成23年12月27日条例第21号)

この条例は、平成24年3月15日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。